議案第９９号

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和８年１１月２４日提出
霧島市長　中　重　　真　一

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

| | |
|---|---|
| 霧島市国分総合福祉センター | 霧島市国分中央三丁目33番10号 |
| 霧島市隼人総合福祉センター | 霧島市隼人町松永1434番地２ |

」を

「

| | |
|---|---|
| 霧島市国分総合福祉センター | 霧島市国分中央三丁目33番10号 |

」に

改める。

第３条第３号中「浴室及び」及び「(霧島市国分総合福祉センターに限る。)」を削り、同条中第４号を削り、第５号を第４号とする。

第３条の２第１項を次のように改める。

総合福祉センターの休館日は、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。

第３条の３第１項第１号中「浴室及び」を削り、同項中第２号を削り、第３号を第２号とする。

別表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 国分総合福祉センター | 食堂兼会議室 | 1時間につき260円 |
| | 大会議室 | 1時間につき660円 |
| | 教養娯楽室（和室） | 1時間につき390円 |
| | 小会議室 | 1時間につき260円 |
| | 研修会議室 | 1時間につき260円 |
| | 食品加工室 | 1時間につき380円 |
| | 大広間（和室） | 1時間につき460円 |
| | 娯楽室（和室） | 1時間につき140円 |
| | 趣味センター大広間（和室） | 1時間につき520円 |
| | 調理室 | 1時間につき200円 |
| | 調理台 | 1台につき70円 |
| | 浴室 | 1回につき180円 |
| 隼人総合福祉センター | 大会議室 | 1時間につき250円 |
| | 小会議室 | 1時間につき140円 |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 国分総合福祉センター | 大会議室 | 1時間につき660円 |
| | 教養娯楽室（和室） | 1時間につき390円 |
| | 小会議室 | 1時間につき260円 |
| | 研修会議室 | 1時間につき260円 |
| | 食品加工室 | 1時間につき480円 |
| | 大広間（和室） | 1時間につき460円 |
| | 娯楽室（和室） | 1時間につき140円 |
| | 趣味センター大広間（和室） | 1時間につき630円 |

」に

改め、同表備考第２号中「(浴室使用を除く。)」を削り、同表備考第３号中「次に掲げる」を「次のいずれかに該当する」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　改正後の霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例のうち使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従

前の例による。

（提案理由）

隼人総合福祉センターの廃止並びに受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため額等の見直しを行うことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。